

# 第5回 社労士社会政策研究会 開催のご案内

社会保険労務士総合研究機構では、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的として、毎年、「社労士社会政策研究会」を開催しています。本年度においても以下のとおり開催しますので、この機会にぜひ、ご参加ください。

## 開催概要

■ **実施方法** **ハイブリッド開催（オンラインと来場の同時開催）**  
※本年度はオンライン（ZOOMウェビナー）参加者に加え、当日配信会場で参加する方を募集します。

■ **日 程** **令和4年12月7日(水) 13:00～16:40**

■ **対 象 者** **会員（社労士であればどなたでも参加が可能です）**

■ **参 加 費** **無料**

■ **定 員** **【来 場 参 加 者】第1部：60名 第2部：各分科会30名**  
※申込者多数の場合は抽選させていただきます。  
**【オンライン参加者】第1部：1,000名 第2部：各分科会500名**  
※申込数が定員に達した場合、受付終了となります。

■ **申込方法** 右記二次元コードまたは連合会ホームページ会員ページにアクセスのうえ、「お知らせ」の申込フォームからお申し込みください。



■ **申込期間** **【来 場 参 加 者】令和4年10月3日(月) 10:00 ～ 10月24日(月) 17:00**  
※申込期間締切後約10日以内にお申込み結果をメールにてご案内します。

※会場は東京駅付近を予定しています。会場詳細については、来場参加いただく方に別途ご案内します。

**【オンライン参加者】令和4年10月3日(月) 10:00 ～ 開催当日**

■ プログラム

【第1部】

時 間	内 容
13:00~13:05	開会
13:05~13:10	開会挨拶 大野 実 連合会会長
13:10~14:00	<b>(1) 基調講演 (50分)</b> <b>中小企業庁の事業承継政策と社労士の関わり方</b> 講演者：山本 昌弘 氏 (明治大学商学部教授)
14:00~14:10	休憩
14:10~14:50	<b>(2) 研究成果発表 (40分)</b> <b>介護人材のダイバーシティ・マネジメント</b> 発表者：奥林 美智子 氏 (東京会)
14:50~14:55	<b>(3) 研究助成制度に関する説明 (5分)</b> 村田 毅之 社労士総研所長

【第2部】 分科会 (2テーマ同時開催)

※2テーマ同時進行で行いますので、分科会①、②いずれかを選択しご参加ください (両方のプログラムに参加することはできません)

時 間	内 容
15:10~16:40	<p><b>分科会① (90分)</b></p> <p><b>中小企業・小規模事業者の事業承継における社労士の関わり方</b></p> <p>報告者：今西 昭一 氏 (愛知会、愛知県事業承継・引継ぎ支援センター統括責任者)</p> <p>コメンテーター：山本 昌弘 氏 (明治大学商学部教授)</p> <p>進行：沼田 博子 氏 (大阪会)</p> <p>&lt;報告要旨&gt;</p> <p>中小企業・小規模事業者は我が国経済・社会の基盤を支える存在であるが、後継者不在等による事業者数の減少が、経済・社会に大きな影響を与えており、その事業承継にどのように立ち向かうかがクローズアップされている。</p> <p>事業承継イコール「物的資産 (カネ)」と思われがちであるが、事業承継の本来の目的は、「事業そのもの」を次の世代につなぎ成長させることであり、そのためには、事業を支えている「人的資本」の承継が要になる。</p> <p>社労士の業務は、「人」を対象としており、日々、中小企業・小規模事業者の「人」に関わる問題に助言、指導を行っており、その事業承継が円滑に行われるように伴走支援を行うことが、今後さらに必要となる。</p> <p>今回、中小企業・小規模事業者の事業承継、特に第三者承継 (M&amp;A) にスポットライトを当て、その概要、進め方を確認することで、社労士としてどのように関わるのかを探ってみたい。</p>

15:10~16:40

分科会② (90分)

パワハラの紛争処理における社労士関与の実態と意義

報告者：高野 浩一 氏（東京会、東京労働局紛争調整委員会あっせん委員・調停委員）

コメンテーター：横山 ちひろ 氏（東京労働局雇用環境・均等部指導課課長補佐）

進行：村田 毅之 氏（社労士総研所長、松山大学法学部教授）

<報告要旨>

労働相談全体の件数が高止まりしているが、民事上の個別労働紛争における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数だけは「伸び続けて」いる（厚生労働省「個別労働紛争解決制度の施行状況」）。本分科会では、まずパワハラの紛争解決制度の種類と特徴、社労士の関わり方を整理する。さらに、個別労働紛争解決促進法、ADR法に基づくあっせんに社労士が関与する際の実務上のポイント、労推法に基づく調停の進め方について報告する。そのうえで、立場の異なる登壇者3人の視点から、現場の実態も踏まえ、議論を深めていきたい。

テレワークの急速な普及は、新たなハラスメントの増加にもつながっている。令和4年4月から中小企業にも適用された労働施策総合推進法の改正により、パワハラに対する意識が高まり、紛争が表面化してしまうケースも散見される。パワハラの防止と解決を担う社労士の活躍の場は大きく広がっている。

問い合わせ先

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構  
TEL：03-6225-4870

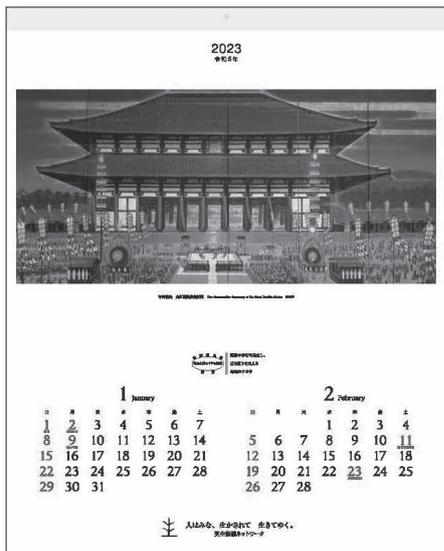
法務省主唱“社会を明るくする運動”協賛

Information

令和5年(2023年)更生保護カレンダー ~平山郁夫画伯と行く心の旅路~

『平山郁夫画伯作品集』のご案内

日本更生保護協会では、法務省主唱“社会を明るくする運動”の普及のため更生保護カレンダーを制作しています。収益金は、更生保護施設の建て替えに対する助成等に役立てています。



壁掛け 1,000円・卓上 700円

犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”にご協力をお願いいたします。



表面は、作品を掲載。



裏面は、書き込みができる  
2か月分の月間カレンダーになっています。

詳細は、[日本更生保護協会 更生保護カレンダー](#) [検索](#)

制作・発行  
お申込み先

更生保護法人 **日本更生保護協会**  
☎ 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9  
☎ 03 (3356) 5721 (代) FAX 03 (3356) 7610

※連合会は“社会を明るくする運動”中央推進委員会構成団体です。